

平成 30 年 1 月 9 日

市内医療法人 理事長 様

浜松市保健所保健総務課長

医療法人に係る事業報告書等様式の変更等について（お知らせ）

日ごろから、本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法人は、医療法に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下、「事業報告書等」という。）を作成し、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、監事の監査報告書を添えて浜松市長に提出しなければならないことになっています。

この事業報告書等につきまして、医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）による医療法の改正により、平成 29 年 4 月 2 日以後に開始する会計年度の提出分から様式等が変更になりました。

つきましては、今後、下記の点にご注意いただき、事業報告書等の提出をお願いします。

記

1 適用対象となる事業報告書等

平成 29 年 4 月 2 日以後に開始する会計年度に係る事業報告書等

2 主な改正点

- (1) 提出書類に、「様式 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書」が追加されました。（医療法第 51 条、同法施行規則第 32 条の 6）

【対象となる医療法人】

当該会計年度において、医療法人と医療法人の役員（又はその近親者）との間に、事業収益又は事業費用の額が 1 千万円以上で、かつ総事業収益又は総事業費用の 10%以上を占める取引を行った医療法人など

※詳細は、【参考】の法令を参照ください。

- (2) 一定規模以上の医療法人等に、医療法人会計基準による貸借対照表の作成、公認会計士等による監査、公告の実施の義務付け

【一定規模以上の医療法人等】 次のいずれかに該当する者

- ① 負債額 50 億円以上又は事業収益額 70 億円以上の医療法人
- ② 負債額 20 億円以上又は事業収益額 10 億円以上の社会医療法人
- ③ 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

(3) 貸借対照表の様式の統一と変更 ※上記の一定規模以上の医療法人等を除く

イ 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人及び診療所のみを開設する医療法人における「持分なし法人」又は「持分あり法人」ごと、医療法人会計基準の対応の有無ごとに分けていた貸借対照表の様式を統一（経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除することを注記 等）

ロ 純資産の部における資本剰余金と利益剰余金の科目を統合し、積立金と表記  
貸借対照表

病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 3-1

診療所のみを開設する医療法人 様式 3-2

### 3 事業報告書等の新様式

平成 29 年 4 月 2 日以後に開始する会計年度に係る事業報告書等については、別添の様式にて提出をお願いします。

- (1) 事業報告書 様式 1
- (2) 財産目録 様式 2
- (3) 貸借対照表
  - ①病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 3-1
  - ②診療所のみを開設する医療法人 様式 3-2
- (4) 損益計算書
  - ①病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 4-1
  - ②診療所のみを開設する医療法人 様式 4-2
- (5) 関係者との取引に関する報告書 様式 5
- (6) 監事監査報告書 様式 6

※浜松市ホームページにて様式を掲載しています。

なお、【一定規模以上の医療法人等】については、財産目録は、「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成に関する運用指針」（平成 28 年 4 月 20 日医政発 0420 第 5 号）の様式第 3 号、貸借対照表及び損益計算書は、医療法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 95 号）の様式第 1 号及び第 2 号を使用してください。

また、【一定規模以上の医療法人等】のうち、①負債額 50 億円以上又は事業収益額 70 億円以上の医療法人、及び②負債額 20 億円以上又は事業収益額 10 億円以上の社会医療法人については、次の書類を添付してください。

(1) 純資産変動計算書

(2) 附属明細表（有形固定資産等明細表、引当金明細表、借入金等明細表、有価証券明細表、事業費用明細表）

(3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

※③社会医療法人債発行法人である社会医療法人については、上記の他に、キャッシュ・フロー計算書が追加されます。

浜松市保健所 保健総務課

医事薬事グループ

TEL 053-453-6135

FAX 053-453-6124

【参考】法令の抜粋

(医療法第 51 条)

医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下、「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
- 3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 5 第 2 項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。
- 6 医療法人は、前 2 項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

(医療法施行規則第 32 条の 6)

法第 51 条第 1 項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第 1 号に掲げる者が当該医療法人と第 2 号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。

1 次のいずれかに該当する者

- イ 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。ロ及びハにおいて同じ。）
- ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ニ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人
- ホ ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

2 次のいずれかに該当する取引

- イ 事業収益又は事業費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額の 10%以上を占める取引
- ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会

計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引

- ハ 特別利益又は特別損失の額が1千万円以上である取引
- ニ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- ホ 資金貸借並びに有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上あり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引
- ヘ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1%以上を占める取引

#### (医療法施行規則第33条)

法第51条第1項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。

- 一 社会医療法人については、法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
  - 二 社会医療法人債発行法人（法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び次条第3号において同じ。）については次に掲げる書類
  - 三 法第51条第2項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表
    - イ 前号に掲げる書類（当該社会医療法人債発行法人が社会医療法人である場合に限る。）
    - ロ 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 2 社会医療法人債発行法人は、法第51条第1項の規定に基づき、同項に規定する事業報告書等（以下単に「事業報告書等」という。）のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第2号ロに掲げる書類を作成するに当たっては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。

#### (医療法施行規則第33条の2)

法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 最終会計年度（事業報告書等につき法第51条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人
- 2 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人
- 3 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

様式 1

事業報告書

(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人〇〇会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	〇〇 〇〇	
理事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
監事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評議員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市（町、村） から指定管理者 として指定を受 けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

- 注） 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を 受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

- 注） 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度決算の決定
平成〇〇年〇〇月〇〇日	定款の変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日	社員の入社及び除名
平成〇〇年〇〇月〇〇日	理事、監事の選任、辞任の承認
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は  
廃止等を記載する。(任意)



様式 3 - 1

法人名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金		支払手形	
事業未収金		買掛金	
有価証券		短期借入金	
たな卸資産		未払金	
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産		繰延税金負債	
<b>II 固定資産</b>		前受金	
1 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品		<b>II 固定負債</b>	
車両及び船舶		医療機関債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		〇〇引当金	
2 無形固定資産		その他の固定負債	
借地権		負債合計	
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産		<b>I 基金</b>	
有価証券		<b>II 積立金</b>	
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	
役員等長期貸付金		<b>III 評価・換算差額等</b>	
長期前払費用		<sub>金</sub> その他有価証券評価差額	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3 - 2

法人名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産 II 固 定 資 産 1 有 形 固 定 資 産 2 無 形 固 定 資 産 3 そ の 他 の 資 産 (うち保有医療機関債)		I 流 動 負 債 II 固 定 負 債 (うち医療機関債)	
		負 債 合 計	
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金 II 積 立 金 (うち代替基金) III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	
資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計	

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
<b>本来業務事業利益</b>		×××
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
<b>附帯業務事業利益</b>		×××
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
<b>収益業務事業利益</b>		×××
<b>事業利益</b>		×××
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
<b>経常利益</b>		×××
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
<b>税引前当期純利益</b>		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
<b>当期純利益</b>		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-2

法人名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
本来業務事業利益	×××
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
附帯業務事業利益	×××
事業利益	×××
II 事業外収益	×××
III 事業外費用	×××
経常利益	×××
IV 特別利益	×××
V 特別損失	×××
税引前当期純利益	×××
法人税等	×××
当期純利益	×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号 

--	--	--	--

所在地 \_\_\_\_\_

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種	類	
名	称	
所	在	地
総資産額 (千円)		
事業の内容		
関係事業者との関係		
取引の内容		
取引金額 (千円)		
科	目	
期末残高 (千円)		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種	類	
氏	名	
職	業	
関係事業者との関係		
取引の内容		
取引金額 (千円)		
科	目	
期末残高 (千円)		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注1）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

（注1） 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2） 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。